

# 【保育所等の設備運営基準条例の改正について】

## 1 概要

- (1)平成27年12月4日:厚生労働省・保育士等確保対策検討会による、「保育の担い手確保に向けた緊急的なとりまとめ」の通知
- (2)平成28年2月18日:厚生労働省令第22号公布  
「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」  
(施行日:平成28年4月1日)
- (3)平成28年3月31日:内閣府等  
「幼保連携型認定こども園の学級の編制, 職員, 設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令」  
(施行日:平成28年4月1日)
- 【内容】職員の配置の要件につき, 特例を追加して要件を緩和するもの

※上記の「児童福祉施設の～基準」…保育所における保育室の面積要件や職員配置要件を定めているもの  
「家庭的保育事業等の～基準」…家庭的保育事業等における保育室の面積要件や職員配置要件を定めているもの  
「幼保連携型認定こども園～基準」…幼保連携型認定こども園の学級編制, 保育室の面積要件や職員配置要件を定めているもの

## 2 旭川市の対応等

- (1)の国の動きを受け 平成28年の予算において保育従事者等への支援事業の実施  
保育体制充実費(市補助金(一部特定財源活用))の対象を(常勤)保育補助者まで拡大することにより任用  
機会の拡大を図る。
- (公社)旭川民間保育所相互育成会から「意見書」を頂く→保育士配置の弾力化について条例改正の要望有  
つについては, 当該法人で実施している研修会の活用(保育従事を希望する無資格者の参加を可能とする)  
また, 身近な場所において「子育て支援員研修会」を開催すること等の意見
- 平成28年6月:上記国の基準に基づき, 本市において制定している条例を改正予定  
公布の日より施行  
・適用対象施設等:市立・私立保育所, 小規模保育事業A型及び保育所型事業所内保育事業  
幼保連携型認定こども園

### 3 国の特例の具体的な内容と旭川市の考え方

本市においては基本的には国と同様の改正を行う。

待機児童を解消し、受け皿拡大が一段落するまでの緊急的・時限的なものとして整理し、改正された国の基準

旭川市の考え方や運用について

#### ①朝夕の保育士(保育教諭)配置要件弾力化

	現行	改正後	参考	旭川市の対応(考え方)	運用
保育所等	朝夕などの、仮に児童が少ない時間帯であっても、1施設に保育士は最低2人必要。(⇒その時間帯での人材確保が困難な現状)	当分の間、保育士2人のうち、1人に限り、保育士資格を有しない者(旭川市長が保育士と同等の知識及び経験を有する者と認める者。以下同じ)の配置を認める。	左記の弾力化につき、平成27年度のみ緊急的な措置として国が通知を発出。	基本的には保育士1人対応可能となる場合の短い時間に限定され、補助者としての意味が強いことから問題はないと判断。	子育て支援員研修等の必要な研修を受講した者とする。 (上記の研修内容等については後ほど詳しく説明します。)
幼保連携型認定こども園	朝夕などの、仮に児童が少ない時間帯であっても、1施設に保育教諭等は最低2人必要。(⇒その時間帯での人材確保が困難な現状)	当分の間、保育教諭2人のうち、1人に限り、保育教諭資格を有しない者の配置を認める。		基本的には保育教諭1人対応可能となる場合の短い時間に限定され、補助者としての意味が強いことから問題はないと判断。	子育て支援員研修等の必要な研修を受講した者とする。

#### ②幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用

	現行	改正後	参考	旭川市の対応(考え方)	運用
保育所等	幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の配置は認められていない。	当分の間、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭も、保育士とみなして配置を認める(ただし、基準上の配置保育士の1/3を超えない範囲とする)。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園教諭:主に3~5歳</li> <li>・小学校教諭:主に5歳</li> <li>・養護教諭:年齢要件なし</li> <li>・子育て支援員研修等の受講の促し</li> </ul>	いずれも免許のある有資格者であり一定の質は担保されると判断するが、「市長が認めた各教諭」と条例にて定めることとする	子育て支援員研修等の必要な研修を受講した者とする。 未受講の場合は ・幼稚園教諭:主に3~5歳 ・小学校教諭:主に5歳 への保育従事とする。
幼保連携型認定こども園	小学校教諭、養護教諭の配置は認められていない。	当分の間、小学校教諭、養護教諭も、保育教諭とみなして配置を認める(ただし、基準上の配置保育教諭等の1/3を超えない範囲とする)。 ※1 幼稚園教諭については既に移行特例有り(保育士資格のみも同様)=保育教諭 ※2 保育教諭等とみなされる小学校教諭等はクラス担任不可。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校教諭:主に5歳</li> <li>・養護教諭:年齢要件なし</li> <li>・子育て支援員研修等の受講の促し</li> </ul>	いずれも免許のある有資格者であり一定の質は担保されると判断するが、「市長が認めた各教諭」と条例にて定めることとする	子育て支援員研修等の必要な研修を受講した者とする。 未受講の場合は ・小学校教諭:主に5歳 への保育従事とする。

#### ③研修代替要員等の加配人員における保育士(保育教諭)以外の人員配置の弾力化

	現行	改正後	参考	旭川市の対応(考え方)	運用
保育所等	認可基準上必要な保育士数のほか、勤務シフト等の体制を柔軟にするために必要な人員等についても、保育士で満たす必要がある	当分の間、認可基準以外の人員について、保育士資格を有しない者の活用を認める(ただし、基準上の配置保育士の1/3を超えない範囲)	左記の対応が想定される対象範囲(⇒研修代替要員、年休代替要員、休憩保育士など)	保育士資格を有しない者が、年休代替職員としてクラス担任として保育を行う場合等がありうるなど、保育の質に直接的に関わる可能性があるが、施設側の運用や必要な研修の受講を必須とすることで質の確保を図る。	子育て支援員研修等の必要な研修を受講した者とする。
幼保連携型認定こども園	認可基準上必要な保育教諭等の数のほか、勤務シフト等の体制を柔軟にするために必要な人員等についても、保育教諭等で満たす必要がある	当分の間、認可基準以外の人員について、保育教諭の資格を有しない者の活用を認める(ただし、基準上の配置保育教諭等の1/3を超えない範囲)	左記の対応が想定される対象範囲(⇒研修代替要員、年休代替要員、休憩保育教諭など)	3~5歳児についてはクラス担任は不可とされていることから教育・保育の質に直接的に関わる可能性が少なくと判断できる。0~2歳児については保育所等と同様の懸念があるが、保育所等と同様の方法で質の確保を図る。	子育て支援員研修等の必要な研修を受講した者とする。

## 参考(参考資料)

### ①児童が少数になる場合

最低基準上で必要となる「保育士数」が1人となる場合  
例：2歳児 3名

					定数 (必要数)	
保育士	0歳児	定員	0人	基準	3:1	0.00人
	1歳児		0人		6:1	0.50人
	2歳児		3人	基準	20:1	0.00人
	3歳児		0人			
	4歳児		0人			
	5歳児		0人	30:1	0.00人	
合計(保育士数)					1.0人	

小数点第2位以下切捨

少数点第1位四捨五入

### ③公定価格における職員配置について

#### 保育所の基本分単価に含まれる職員構成

(保育士)

- ①4歳以上児30人につき1人, 3歳児20人につき1人, 1, 2歳児6人につき1人, 乳児3人につき1人
- ②休憩保育士(利用定員90人以下の施設については1人を加配)
- ③保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設については1人を加配
- ④①～③に係る研修代替要員(保育士等の研修機会を確保するための研修期間における代替要員(年間2日間分))
- ⑤上記の定数に加えて非常勤保育士を加配

柔軟な配置

#### 幼保連携型認定こども園の基本分単価に含まれる職員構成

(園長) 1人

(保育教諭等)

- ①4歳以上児30人につき1人, 3歳児20人につき1人, 1, 2歳児6人につき1人, 乳児3人につき1人
- ②休憩保育教諭(2・3号の利用定員90人以下の施設については1人を加配)
- ③保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設については1人を加配
- ④主幹保育教諭等を専任化させるための代替要員を2人(うち1人は非常勤可)加配
- ⑤①～③に係る研修代替要員(保育教諭等の研修機会を確保するための研修期間における代替要員(年間2日間分))
- ⑥さらに非常勤講師(「非常勤の保育教諭」をいう。)を加配

柔軟な配置